

平成26年度

危機管理マニュアル

(生徒に係わる事故の対応マニュアル)

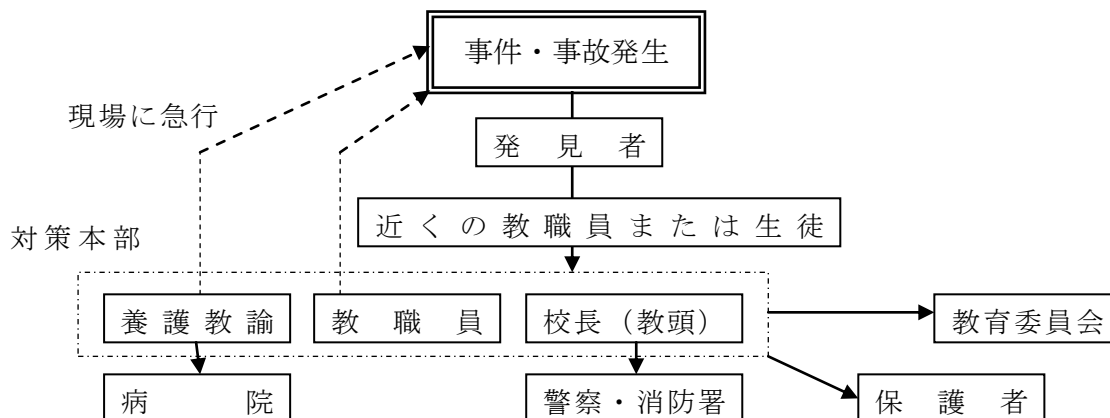
長野市立七二会中学校

危機管理（緊急時対応の基本）

1 方針 ☆ 初期対応が命

- (1) 生徒の安全確保 生命維持最優先 (2) 冷静で的確な判断と指示 (3) 適切な対処と迅速正確な連絡、通報

2 緊急事態発生時の対処の基本（校内での事件・事故など）



3 基本的な動き □欄にチェック

- ①□ 発見者 生徒の安全確保、応急手当 *必要と判断したら、110番、119番に通報
- ②□ 付近にいる教職員、生徒を通して校長（教頭）、養護教諭に連絡をとる。
- ③□ 連絡を受けた職員ら複数が現場に急行し、生徒の安全を確保する。
- ④□ 担任（養護教諭）は、保護者と連絡をとる。
- ⑤□ 担任（養護教諭）は生徒とともに病院まで付き添い、保護者の到着を待つ。
- ⑥□ 保護者にはまず謝罪。次に、事故の様子、学校の対処を説明。
- ⑦□ 校長（教頭）に経過報告。指示を仰ぐ。
- ⑧□ 事故報告書を作成する。全職員に配布。
- ⑨□ 副任は、関係職員が対応した経過を時系列で記録に残しておく。
- ⑩□ 校長（教頭）が、可能な限りその日のうちに、見舞いをする。

*校長（教頭）不在の場合は、教頭、教務主任が全体統括をする。

市教育委員会学校教育課	224-5081	北信教育事務所	234-9551
長野中央警察署	244-0110	七二会駐在所	229-2029
消防局七二会分署	229-3512		
学校医 山本医院	229-2023	緊急病院	
	更水歯科	長野日赤	226-411
	小谷眼科		
	228-5121		

休日時の連絡先

学校長

教頭

教務主任

1 授業中の事故

【緊急対応項目】	○【生徒の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
安全確保	○教師の指示で学習活動をやめる。 ○静かに、先生の次の指示を待つ。	◇授業担当教師は、授業を中止するよう指示する。(体育・理科・技術・家庭・図工・美術・作業等の授業では安全に気を付けて授業をやめる。) ◇生徒を落ち着かせる。	
状況把握	○負傷、気分が悪い場合は、教師や近くの級友に状況を訴える。 ○教師の指示で、素早く避難する。	◇次のことを確認する。 ア児童生徒の負傷の有無と程度 イ教室・器具の被害の程度 ◇ガス漏れや火災等の二次災害の危険がある場合は、避難の指示を出す。 ◇安全を確認した後、警察の現場検証に備え現場保存・教室施錠をすると共に、現場の保存や対応記録を残しておく。	
連絡	○依頼された生徒は、他の教師に指示された事を伝えるに行く。	◇インターホンの利用や生徒に依頼により、職員室や近くの教室の教師に連絡し応援を要請する。 ◇その後、管理職に連絡する。	●事故のあった教室等に急行し、状況を把握する。
応急措置	○指示が出るまで、教室等で待機する。 ○負傷児童生徒は、保健室・病院へ。	◇負傷した児童生徒の応急措置を行う。負傷の程度により、他の職員に救急車の要請を依頼する。 ◇養護教諭は負傷児童生徒の応急措置を引き継ぐ。救急車に同乗する。	●応急措置・救急車要請等を指示。 ●他の児童生徒の安全を確保する指示をする。
保護者対応		◇担任は負傷した児童生徒の保護者と連絡をとり病院名を伝える。 ◇担任・授業担当者は管理職と共に負傷した児童生徒を見舞い、事故について説明する等、誠意ある対応を行う。	●校長（教頭）は、関係職員と、保護者の家を訪れ、謝罪・見舞い・説明を誠実にを行う。
事後指導		◇他の教職員は、児童生徒が平静に授業が受けられるように事後指導をする。	●教頭は、事故の状況・対応等の記録をする。
報告		◇授業担当職員は、事故の状況・対応等について教頭に詳細を報告する。	●市教育委員会へ報告し、指示を受ける。
窓口			●報道機関との対応は校長（教頭が当たる）。

【留意点】

- ① 被害児童生徒の救急措置を最優先に対応する。
- ② 児童生徒が動揺するので、第2の事故を起こさないよう児童生徒を落ち着かせる。

2 生徒間の暴力・殺傷事故

【緊急対応項目】	○【生徒の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
被害生徒の安全確認	○依頼された生徒は、他の教師に指示されたことを伝えに行く。	◇複数の教職員で現場に向かう。 ・負傷した児童生徒の応急措置（養護教諭と近くの職員） ・警察への連絡、救急車の手配を事務室に依頼する。 ・加害者の児童生徒を別室に移し、落ち着かせてから、話を聞く。	●被害児童生徒・教職員のけがの状況を確認する。 ●警察・消防署への連絡可否の決定をする。
関係機関連絡	○落ち着いて、教師の指示で自習活動をする。	◇管理職の指示で分担して次の対応。 ・[消防] 救急車要請、教職員同乗、状況説明 ・[警察] 事件発生の通報、加害児童生徒の保護のため捜査を依頼。	●事実確認を指示。 ●市教委へ第一報、指示を受ける。 ●教職員への説明、生徒への当面の指導の指示。
保護者連絡		◇被害児童生徒の保護者に、負傷の状況及び搬送先の病院名を伝える。 ◇加害児童生徒の保護者に、把握した事実及び保護が必要であることを説明し、今後の連絡方法を伝える。	●被害・加害児童生徒の保護者への連絡指示。
現場の保存	○教師の指示で、現場の教室から移動する。	◇現場を立ち入り禁止にし、鍵をかけるなどの措置をする。	
情報収集	○落ち着いて、事件の状況について見聞したことを教師に話す。	◇生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力・殺傷行為にいたった経緯やその状況について可能な限り情報を集める。(人権に十分配慮)	●正確な事実関係を早急に把握する。(時系列で記録)
捜索		◇教職員で地区割りをして、加害児童生徒の捜索を行う。	●関係機関や地域の協力を依頼する。
役割分担		◇事件の概要について教職員で共通理解を図る。 ◇他の児童生徒、保護者、報道機関への対応、受付等についての役割分担と対応方法を確認し対応する。	●教職員に事件の概要を説明する。 ●役割分担。対応方法を指示する。
生徒指導	○説明を聞く。憶測による噂をたてないようにする	◇当該児童生徒の人権・プライバシーに配慮の上、事件の概略を説明する。	
保護者に説明		●PTA役員・市教委等との連携を図り、緊急保護者会の開催により、事件の概要、今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。	

【留意点】

- ① 暴力・刺傷を受けた児童生徒の応急措置、加害児童生徒の保護が最優先に対応する。
- ② 保護者への連絡、警察・消防署・市教委と連携した迅速な対応が必要である。
- ③ 関係生徒、周辺にいた児童生徒の心のケアを行うことが大事である。

3 部活動中の事故

【緊急対応項目】	○【生徒の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
応急措置	○教師の指示により他の教師に連絡に行く。	◇連絡を受けた教職員（養護教諭）は、負傷の程度を確認し、可能な応急措置を施す。 ◇管理職に事故発生を報告する。 ◇救急車を他の教職員に依頼する。救急車に教職員が同乗する。	●現場に急行し、負傷の状況を把握。救急車を要請する。
安全確保	○練習を中止する。	◇現場の教職員は生徒を落ち着かせ、練習を中止するなどの指示を行う。 ◇現場の保存を行う。	
状況把握	○事故発生時の状況について教師に話す。	◇周囲にいた部員から、事故の状況について聞き取る。	●校内緊急体制に基づき、教職員に対応を指示する。
関係機関対応		◇記録者が事故発生時の状況、発生直後の対応等の経緯について詳細に記録する。	●関係機関との対応は、管理職が当たり窓口を一本化する。 ●市教委に第一報を入れ助言を受ける。
保護者対応		◇部活顧問・担任は、保護者に生徒の容態、事故の状況、学校の対応について連絡・説明する。 ◇担任・顧問は、管理職と病院（家庭）に行き、生徒を見舞う。	●担任・顧問と共に負傷した生徒を見舞い、病院に待機するなど誠意ある対応をする。
報告	○事故の概要についての顧問の説明を聞く。 ○片付けをして下校する。	◇顧問は、事故の状況・原因・負傷者の状況について部員に説明し、再発防止について指導する。	●事故の概要について教職員に説明し、再発防止について指示を行う。

【留意点】 相手（部員）のある「けが」や「暴力」、後遺症が残る心配がある場合は、両者の親と学校が、適切な段階で話し合いをもち納得した解決にいたるようにする。

- ① 事故の事実について確認する。
- ② 被害者、加害者の保護者の言い分を聞く。
- ③ 学校側の対応のあり方を伝え理解を得る。
- ④ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付について伝えておく。

4 登下校中・校外学習中の交通事故

【緊急対応項目】	○【生徒の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
救助要請	○他の生徒は教師の指示で行動する。	◇事故発生の連絡を受けた教職員・引率教職員は、救急車の手配をする。 ◇引率教職員は学校へ報告し指示を得る。他の生徒を落ち着かせる。	
情報収集		◇学校から教職員が現場に向かう。 (児童生徒名簿、携帯電話持参)	●複数の教職員に現場に向かうよう指示する。
応急処置	○安全な場所に待機する。	◇現場に着きしだい、救急車が到着していない場合は応急措置、他の生徒の安全を確保する。 ◇負傷者が多数の場合は付近の住民に応援を要請する。	
状況把握・連絡	○他の児童生徒は、教師の指示で登下校・待機する。	◇現場の教職員は、被害児童生徒の氏名・負傷状況・救急車の搬送先を確認し、同乗者と連絡者を決めて管理職へ連絡する。 ◇警察による現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。	●現場に出向いた教職員からの情報を得て、対応を指示する。
保護者対応		◇学校で待機している教職員は、現場からの報告に基づいて、保護者へ事故の発生、負傷の状況、搬送された病院名を正確に伝える。	
関係機関連絡			●事故の概要について市教委へ第一報を入れ助言を得る。
被害者対応		◇担任は被害生徒を見舞う(病院、家庭)。 ◇担任は保護者に事故の状況を説明し、誠実に対応する。	●担任と共に、被害児童生徒を見舞う。
生徒指導	○交通安全の学習を行う。	◇事故に学び、各教室で発達段階に応じて、安全な登下校・集団歩行について指導する。	●事故の概要を教職員に説明し、再発防止につて指示する。

【留意点】

- ① 被害生徒の救急措置を最優先に対応する。
- ② 事故を目撃した児童生徒の精神的な動揺は大きい。心を落ち着かせる対応を行う。
- ③ 通学路の点検、事故に学ぶ交通安全教育の徹底。
- ④ P T A、交通安全関係機関と連携して再発防止策を検討する。

5 登下校時の不審者等の事故

【緊急対応項目】	○【生徒の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
保護・情報収集	○学校に来てすぐ教師に不審者に遭遇した状況を話す。	◇不審者・変質者に遭遇した生徒から学校の別室で状況を聞く。 ◇複数の教職員が現場へ出向き、被害場所の状況把握。不審者・変質者の有無を調べ・安全を確認する。	
警察対応	○警察署の人に、状況を詳しく話す。	◇来校した警察署の人に、生徒から聴き取った状況を説明する。	●地元交番・警察署へ連絡する。 ●被害現場周辺の巡回パトロール等を依頼する。
保護者対応	○家庭で、事故の状況を教師に話す。	◇登校中の事故の場合は、担任が保護者に事故の概要を伝え、学校に来ていただく。 ◇下校途中での事故の場合は、担任が家庭訪問をして状況を聴き取り、被害児童生徒の心のケアを図る。	
関係機関報告			●市教委に事故の概要を報告し、助言を受ける。
			●校長会長・支会長へ事故の概要を報告。(全市又は支会各学校に校長会から防犯速報を送信)
生徒指導	○登下校中、「自分の身を自分で守る」方策について、確認と訓練をする。	◇担任・部活顧問が登下校における不審者事故防止について、児童生徒に発達段階に応じて具体的に指導する。万一の場合の対応訓練を行う	●職員に、事故の概要を説明し、教室での生徒への指導を指示する。
家庭地域連絡	○家庭で、学校からの通知を基に親と話し合う。		●家庭及び地域の防犯関係者に不審者等の出没情報・未然防止についての情報を発信する。

【留意点】

- ① 被害児童生徒の保護者と連絡をとって、児童生徒の心のケアを図る。
- ② 登下校時、万一不審者事等に出会った場合の具体的な対応策について実践できるよう指導する。
- ③ 直ちに近くの学校、学区の家庭・地域に不審者出没情報を発信し、再発防止に努める。

6 学校への不審者侵入事故

【緊急対応項目】	○【生徒の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
不審者来校		◇正当な理由のない不審な来校者には、校外退去を要請する。 ・声かけ、あいさつ、用件を聞く、理由ある場合は受付へ案内。	
危険緊急連絡	○落ち着いて教師の指示を待つ。	◇再侵入・校外退拒否し校内侵入した場合は、組織的に対応する。 ◇校内で不審者を見た教職員は、防犯ブザー・校内電話・火災報知器・大声等で危険を知らせる。 ◇管理職に緊急連絡する。 ◇護身棒等で不審者を獲捕、警察署員による逮捕。	●緊急体制の指示。 ●警察に緊急連絡をする。
負傷者発生	○教師の指示で他の教師に知らせる。	◇傷害事件が発生した場合は、組織的に対応する。 ◇発見した教職員は、被害児童生徒の救出と応急措置をする。 ・負傷者の学年・氏名・負傷の程度を把握し記録する。 ◇児童生徒に他の教職員の応援を求める。 ◇救急車に同乗する。 ◇被害児童生徒の保護者に連絡し、病院名を伝える。	●教職員に組織的対応の指示を出す。 ●警察へ連絡・救急車の手配をする。 ●市教委に第一報を入れ指示を受けるとともに、応援を要請する。 ●負傷児童生徒の保護者への連絡指示。
避難・説明	○教師の指示で、安全な場所に緊急避難する ○状況説明を受ける。	◇全校生徒が安全な場所に避難させる。 ・避難誘導、人員点呼、負傷者の有無の確認。 ◇全校集会で状況説明と不安への対応を行う。	●緊急校内放送で、生徒の避難・安全確保を指示する。 ●生徒に状況を説明し落ち着かせる。
下校・引き渡	○集団下校する。 ○保護者と帰宅する。	◇集団下校の引率をする。 ◇状況に応じて保護者に引き渡す。	●児童生徒の帰宅方法の指示する。 ●PTA役員に連絡。
警察・報道対応		●警察・報道機関に窓口一本化で対応する。	
見舞い		◇被害児童生徒を病院・家庭訪問をして見舞う。	●病院・家庭訪問をして見舞い状況把握。
保護者説明		◇連絡網で保護者に連絡する。	●事件の概要、今後の安全確保について説明する。

【留意点】

- ① 負傷した児童生徒の救護を最優先に対応する。
- ② 市教委と連絡をとり、指示・助言を得て迅速・誠実に組織的に対応する。
- ③ 負傷した児童生徒・周りにいた児童生徒の専門家のカウンセリングを実施する。

7 学校侵入盗難事故

【緊急対応項目】	○【生徒の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
盗難発見		◇第一発見者は、直ちに状況を管理職に報告する。(侵入箇所・靴跡・被害状況) ◇現場保存。生徒を近づけない。	●発見者より、現場で状況を把握する。
被害状況把握	○自分の持ち物等ではなくなった物があったら教師に申し出る。	◇教職員・生徒に現金・備品・私物等の盗難に遭っていないか聴き取り、被害状況を集約する。 ◇生徒には噂等を流さないよう指導する。	●被害状況の報告を受ける。
警察対応		◇盗難の事実の確認に、関係教職員は立ち会う。 ◇事実関係については、警察に任せる。	●警察に連絡し、現場検証に立ち会い、記録する。
市教委報告			●市教委へ第一報を入れ、指示を受ける。
報道関係対応			●窓口一本化で、管理職が対応する。
職員へ説明		◇臨時職員会で、盗難の事実について説明を受ける。現金・備品・私物の管理の徹底を確認する。 ◇生徒への説明の仕方を確認する。	●教職員全体に、事実を説明し、未然防止について指示する。 ●児童生徒への説明について指示する。
生徒へ説明	○教師より事実と注意事項を聞く。	◇事実の概要を説明する。 憶測で他言しないように指導する。	
保護者に説明		◇事実の説明を文章にして、生徒を通じて家庭に配布する。	●家庭連絡の決定。 ●家庭通知を作成する。

【留意点】

- ① 人権に配慮しながら、被害状況を聴き取りまとめる。
- ② 警察の現場検証には、管理職が必ず立ち会い、記録する。
- ③ 発見者は、現場保存を厳守する。

8 火災発生時における対応

火災発生＝授業時間中、北校舎1階理科室から出火し火災が発生する。

【初期対応】

- ・ 火災報知器作動 ○火災発見者は、直ちに火災報知器を作動させ、発火場所と火災の状況を事務室・職員室へ連絡する。
- ・ 消防署通報 ○火災の報告を受けた教職員（教頭等）は、消防署へ通報し、緊急校内放送で避難指示をする。
- ・ 避難指示

- ・ 初期消火
- ・ 避難

○空き時間の教職員は現場に急行し、初期消火に当たる。
窓やドアを閉め、火気の使用中はガスの元栓を閉め、電気器具等を使用中にはコンセントを抜く。
○避難指示を受けた教職員は、児童生徒に対し、落ち着いて避難するよう指示し、指定の場所に避難誘導する。「出席簿」を携行する。
・ハンカチ等を口に当てさせ、黙って、押さないで避難させる。
・教室等の窓ガラス、ドア等を締めて避難する。
○最終確認教職員は、残留児童生徒がいないか確認し速やかに避難する。

【避難後の対応】

- ・ 避難確認
- ・ 応急措置
- ・ 報告
- ・ 関係機関との連携

○教職員は、避難場所に避難後、人員を確認する。
○負傷者の有無を確認し、応急救護をする。
○教職員は、生徒に対して整然と避難場所に待機させる。
○市・県教育委員会へ火災発生時の報告を行い、指示に従う。
○校長はその後の対応について、消防・警察の指示に従う。

- ・ 情報の収集と一元化

○火災事故の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に記録する。
○報道関係等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して対応する。
○火災の経緯や状況についての情報の公開については、犯罪性が伴う場合があるので消防・警察の対応に委ねる。

- ・ 保護者への連絡
- ・ 教育委員会への報告

○生徒の避難完了し安全を確認後、定められた方法で保護者に連絡するとともに、状況に応じて保護者への児童生徒の引き渡しについても連絡する。
○校長は、火災事故が終息するまで、人的・物的被害状況等について、状況に応じて、適宜、市教育委員会と県教育委員会に報告する。
○校長は火災が終息した場合は、火災事故の報告書を市教育委員会へ2部報告する。

9 「いじめ」問題への対応

◎学校は「いじめの事実」を把握し、いじめられている児童生」の立場にたち、全力でその生徒を守り、組織的に問題の解決を図る。

- 管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には教頭・学年主任等が担任に同行するなど、複数で対応する。
 - 【生徒】
 - ・保護者の了解を得た上で事実確認をする。児童生徒の思いや願いをしっかりと聴きながら可能な限り詳細に聴く。児童生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけてじっくり聴きながら、「どの事実がいじめにあたるか」確認をする。
 - 【保護者】
 - ・保護者の思いをしっかりと聴き、これまでの指導で不十分な点があれば誠意をもって謝罪をする。
 - ・生徒と保護者に、安心して学校生活ができるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡をとり合う中で説明することを伝える。
- ・被害児童生徒からの事実確認と保護者への対応
- ・対応方針の決定及び役割分担
 - 管理職と関係教職員で、家庭訪問等で得た情報をもとに課題を明確にするとともに、今後の指導方針・指導内容・役割分担を決める。
 - ※「いじめ対策委員会」で体制を整え、組織的に対応する。
- ・被害児童生徒、周囲及び加害生徒からの事実確認
 - ・5W1Hに基づき正確に事実を把握する。その際は生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに思いこみや憶測が入らないように慎重に行う。
 - ・いじめた生徒から聴き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
 - ・担任、学年主任、教頭等の複数同席の家庭訪問等により、生徒に確認した「いじめの事実」に基づき、行った行為やその行為を受けた生徒の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
- ・いじめた生徒・保護者への対応
 - ・保護者に、いじめの解決を通して児童生徒のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え協力を求める。
 - ・保護者が孤立感を感じさせないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取り組みを考えながら家庭での子どもへの接し方について助言する。
- ・学級（学年全体）への指導
- ・学級懇談会開催
 - ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、傍観している行為がいじめを助長させていることを理解させいじめを許さない態度を育成する。
 - ・いじめの事実を伝えて指導する場合は必ず本人と保護者の了解を得る。
 - ・保護者の協力が必要な場合は、「学級保護者懇談会」を開く。両保護者出席、開催目的の説明、事実の説明、保護者への協力要請。
- ・指導の継続
- ・いじめられた生徒の心のケア
 - ・担任は双方の児童生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭の様子について情報交換したりするなど継続して児童生徒の成長を見守る。関係した児童生徒の成長を教師間で温かく見守る。
 - ・徒に対する継続的なカウンセリングについて配慮する。

10 自殺予告

【緊急対応項目】	○【生徒の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
対応決定		◇関係職員は、管理職と対応を協議する。	●関係教職員と協議し、情報の集約、外部との連絡、他の教職員への連絡等の基本的対応を決定する。
	●PTA役員・警察・少年育成センター等にも連絡し、以後の協力が得られるようにしておく。		
校内体制		◇管理職より、状況と今後の対応について聞く。 ◇気になる児童生徒について情報交換をする。予告した児童生徒の推定・特定作業を進める。 ◇関係機関からもできるだけ多くの情報を得るように努める。	●緊急職員会議で、状況と今後の対応について説明する。 ●該当児童生徒への支援を図る対応を指示する。 ●情報を基に該当生徒の特定を作業を進める。
所在確認		◇教職員で分担して、全校児童生徒の所在を電話等で確認する。 ◇保護者や児童生徒が不審に思わないよう、確認の仕方に配慮しながら生徒の声の調子等に注意する。	●全校児童生徒の所在の確認を指示する。
該当生徒の特定・支援	○該当生徒・担任の先生や専門家に悩みを聞いてもらい助言を受ける。	【該当生徒が特定された場合】 ◇担任は本人の心情を受容するように接し、保護者と連携を図りながら自殺防止に万全を期す。	●特定された場合の対応を指示する。 ●スクールカウンセラー等の専門家と相談しながら対応する。
緊急集会	○緊急集会で【命の大切さ】について考える。	【特定されない場合】 ◇気になる児童生徒について、悩みを聞き、必要な支援を行う。	●緊急集会で「命の大切さ」「相談の大切さ」を考えさせる。

【留意点】

- ① 真剣な訴えかどうか疑わしい場合でも、先入観で決めつけず、ささいなことがきっかけで行動に移すことがあり得ることを考慮し、行事の中止を含め、対応について慎重に対応する。
- ② 自殺を予告する電話の場合には、電話を受けた時点で気持ちをつなぎ止めることが大切である。
- ③ 当日の欠席者や気になる児童生徒の動向を、早急に把握する必要がある。また、関係機関と連携を図りながら対応する。その際、自殺予告者を心理的に追いつめないよう十分配慮する。

1 1 生徒虐待への対応

- ◎ 学校の教職員は子どもの虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもの虐待の早期発見義務（児童虐待防止等に関する法律第5条第1項）と児童相談所・市児童福祉課・福祉事務所等に通告する義務（児童虐待に関する法律第6条第1項）がある。

※教職員には地方公務員法で定められた守秘義務があるが、この虐待に関する通告は公務員の守秘義務に優先する。（児童虐待に関する法律第6条第3項）

【虐待を見逃さない】

○教職員が児童生徒の体や心の様子に変だなと感じたら、「虐待かもしれない」と疑ってみることが必要である。

○虐待を見逃さないために注意する必要がある重要なサインは、次のようないくつかの「不自然さ」である。

・生徒のサインに注意

・「不自然な傷」～不自然な傷とは遊んでいてケガをするような部位でないところにある傷や、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものが多くあるか頻繁にある場合は注意が必要である。

・「不自然な説明」～児童生徒に傷の説明を聞いても傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりする。

・「不自然な表情」～無表情であったり、変に大人の機嫌をとるような表情をしたり、ちょっとしたことで脅えるような表情をしたり、落ち着きなくきよるきよるして周囲をうかがうような表情をする。

・不自然な行動～親が現れると急にそわそわして多動になったり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない性的な素振りを見せる場合がある。

【虐待を疑ったら】

○児童生徒の虐待を疑ったら、担任等は一人で抱え込まないようにし、すぐ管理職に相談する。学校は虐待の窓口（教頭等）を決めておく。

○校長は関係者（管理職、担任、養護教諭、生徒指導主任・主事、関係教諭等）を集め、情報を収集・共有し、学校としての取り組みを決める。

・学校による家庭支援の方法・担当者（中心になって関わっていく人）を決める。（校内支援体制）

・職場で相談

・関係者会議開催

・市教育委員会へ報告

・市児童福祉課、児童相談所に相談、通告

・対応経過の記録

○校長は、市教育委員会・市児童福祉課・児童相談所に相談・通告をする。

・通告は、虐待によって起こる可能性のある保護者の犯罪を未然に防ぎ、虐待関係に陥っている家族を救うことになる。

・通告内容～虐待が疑われる家族の児童生徒名、保護者名、住所、電話番号、なぜ虐待を疑ったか、家族関係の問題、学校のこれまでの対応について話し、今後学校でどうしたらよいか相談する。

・通告前、通告、通告後について具体的に記録しておく。ケースワークの上でも法的にも記録は大事である。

※虐待にあたるかどうかの判断は児童相談所がする。通報者が自己の見聞した事実（校内関係者会議の情報）を通報したのであれば、結果的に児童相談所が虐待と判断しなかった場合でも、通報者が刑事上の「名誉毀損」の罪に問われたり、民事上の「損害賠償責任」を負わされることはない。

○虐待の種類

「暴力・身体的虐待」、「言葉による心理的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト・放置による虐待」、「飲酒や薬物嗜好による暴力・虐待」

【児童相談所への協力・連携】

・通告後の児童相談所との連絡

○生徒の様子の変化について、記録をもとに児童相談所に伝え対応を相談する。理由もなく欠席が続くとか、家庭訪問しても生徒に会えない場合など、どのような事態になったら児童相談所に連絡するか具体的に相談しておく。

○ケース会議等に学校として参加し、情報の提供と役割分担をする。

<p>・ 本生徒の状況確認と支援</p>	<p>【 本生徒への対応】 ○「虐待を受けているから助けて」という訴えは多くの場合ない。そのかわり体でサインを出している。遅刻はないか、保健室への来室が多くないか、体に傷はないか、学校で日常起きている「普通」の出来事とのアンバランスさを捉える。 ○本生徒が担任等に自然に話せるような温かい雰囲気づくりと信頼関係を作る。また、本児童生徒が自分から話した事実は正確に記録する。 ・虐待を受けている児童生徒は何を話しても責められないといった安心感を感じることによって、率直に自分の気持ちを出すようになるので、まず、認めることで自信をつけるようにする。 ※本生徒からつじつまが合うような「自白」を求めてはいけない。特に、「こうだったんでしょ」と問い詰めて「はい」「いいえ」の二者択一を迫ることは絶対しない。虐待を受けている生徒は「自分が悪い子どもだからこのような目にあっている」と思っている。親を非難するような言動、態度は何の効果もない。</p>
<p>親への対応・支援</p>	<p>【保護者の対応】 ○親が悪いと決めつけないこと、親の言い分を聴くことから始め、子育て、愛情の示し方について親と一緒に考え支援する。 ・親を責めても良い方向に向かない。親の言い分を傾聴することで親自身の気持ちや悩みが出やすくなり、その後、子どもの言い分を語ってもらえば、親自身その食い違いに感ずることがでてくるかもしれない。 ・親の愛情を否定するのではなく、「愛情の示し方」を間違えば「しつけ」でなく「虐待」になってしまうことを時間をかけて話し合っていく。親自身がどのように育てられてきたかについても想いを広げながら愛情の伝え方について話し合っていくことが親子を救うことになる。 ・虐待をしてしまっている親は、多くの場合、子どものささいな失敗を許せず、子どもに安心できない分、さらに支配を強め、無理なことを押しつけるという悪循環に陥っていると考えられる。 子どもを許せない場面では子どもの場面から離れたり、子育て以外の時間を意識的につくる等の対応を勧め、育児のハードルを低め、「無理に何かしなくても大丈夫」と伝えることが必要である。</p>
<p>・ 兄弟姉妹からの情報</p>	<p>【兄弟姉妹の担任等の情報】 ○兄弟姉妹の通っている学校・保育所の担任等からの情報から、その兄弟姉妹の身体的虐待やネグレクト等が発見されることがある。被虐待児童生徒と兄弟姉妹で保護者の扱いが極端に異なったり、服装や日常生活の態度が全然違うことから心理的な虐待が発見されることもある。</p>
<p>緊急事態の判断と対応</p>	<p>【緊急事態の対応】 ○当初緊急性が低いと判断された場合でも、虐待状況が急変することもある。家庭訪問しても会ってもらえない等、親との関係が途切れそうな時や家庭での様子にいつもと異なる変化が見られたら、児童相談所等と速やかに連絡をとる。保護の必要性の判断など緊急度の判断は児童相談所等に連絡し相談して対応する。学校だけで緊急性が低いと判断しない。</p>
<p>・ 保護直前と直後 ・ 保護中、保護終了後</p>	<p>【児童相談所の保護前後に必要な協力】 ○保護直前直後～被虐待児童生徒のメンタル面のサポート、保護者の不安の受けとめ、保護者の批判は法律論で対応（通告義務、保護の決定は児童相談所の権限） ○保護中～教師の面会は可能なので、児童生徒の気持ちを受け止める。 ○保護終了後～安心して戻れる環境づくり、学校欠席の理由の統一、児童生徒とともに保護者へのサポート等を行う。</p>

平成25年度

危機管理マニュアル

(職員に係わる事故等の対応マニュアル)

長野市立七二会中学校

1 体罰への対応

- ・ 負傷した生徒の救護
 - ・ 的確な状況把握
 - ・ 保護者に対する第1次対応（謝罪、状況）
◇いかなる事情があつたとしても、体罰は許されない行為であり、誠意をもって謝罪する。
 - ・ 事実関係の解明
 - ・ 当該保護者の意向の把握
 - ・ 市教委と教事所への報告
 - ・ 該当保護者に対する第2次対応
 - ・ 学級保護者会の開催
 - ・ 学校全体の問題として認識
 - ・ 再発防止策
 - ・ 市教委と教事所への報告
- 所定の救急体制に基づき、必要な対応を行う。保健室での治療・医療機関診察・救急車要請
- 関係教職員、児童・生徒等から状況を聴き、保護者に対する第1次対応時に事情説明ができるよう、状況把握を正確に行う。
- 状況把握をしたら、校長・当該教職員が時間をおかず迅速に家庭訪問し、誠実に謝罪に徹するとともに、負傷に至った状況を説明する。
当該教職員に「体罰は懲戒権の限界を超えているものであり、指導方法としては絶対に許されない」ということを認識させる。
状況を説明する際には、事実に沿って正確に報告する姿勢を保ち、体罰を受けた生徒を非難するような言動は厳に慎む。
- 校長のリーダーシップの下、対策委員会（教務会等）で組織的に対応する。
- ①当該教職員や児童・生徒、保護者等から詳しく事情を聴き、体罰の状況や経緯を明らかにする。
- ②当該保護者の意向や要望（事実説明・未然防止策・担任の交代等）を正確に把握し、対応を検討する。
- ③当該教職員に対して必要な指導をする。
- 市教育委員会、教育事務所（担当主幹教育支援主事）に報告する。
- 保護者の意向・要望についての学校としての考え・方針を決める。
- 報道機関等の動向に配慮する。
- 該当保護者に改めて謝意を示すとともに、「詳細な事実関係の説明」、「改善策の提示」、「担任交代の有無の説明」等を行う。
- 学級保護者会を開き、体罰の事実・謝罪・改善策の提示・担任の交代の有無等について説明し理解を得る。
- 職員会で報告し、学校教職員全体の問題として認識するとともに体罰根絶のための校内研修会をもつ。
- 既存の「体罰未然防止策」を見直し、実効ある防止策を検討・実施する。
- 担任交代等がある場合は市教育委員会と教育事務所（担当主幹教育支援主事）に報告する。
- 当該教職員の懲戒処分が検討されるような場合は、市及び県教育委員会の指示によって対応する。

2 交通違反（飲酒運転・酒気帯び運転等）への対応

教育公務員による飲酒運転・酒気帯び運転は、道路交通法違反に問われるだけでなく、地方公務員法第33条の「信用失墜行為の禁止」に該当する行為であり、刑事罰に加えて、地方公務員法第29条の「懲戒」により懲戒処分を受けることになる。

- ・ 該当教職員から状況及び経緯を明らかにする。
 - 該当教職員から、時間を追って状況等を正確詳細に聴取する。
 - ・ 複数で話を聞き、一人は記録をとる。
 - ※ 該当教職員から相談を受けた教職員は校長に速やかに報告するよう伝える。
 - ※ 学校の教職員全体の問題として捉え、原因等を究明し再発防止への取り組みに生かすためにも状況等を詳細に把握することが重要である。
 - 必要に応じて、可能な範囲で警察から状況等を聴き取る。
- ・ 市教委、長野教事と連絡、「報告書」の提出
 - 電話で第一報を入れ、その後「学校事故速報カード」で、市教育委員会と長野教育事務所（担当主幹教育指導主事）に報告し、指導・助言を受ける。
- ・ 該当教職員への指導
 - 「教育公務委員への信用を失墜させる行為であり、誠に遺憾である」ことを認識させる。
 - 「顛末書」を書くことになった場合には、該当教職員に指導する。
- ・ 市教育委員会、長野教育事務所に報告
 - 該当教職員の処分にかかわる対応は、県教育委員会・市教育委員会の指示・指導を受けて行う。
 - 「学校事故報告書」を市教育委員会・長野教育事務所に提出する。
- ・ 保護者に説明する
 - 本会PTA三役、学年・学級保護者等に謝罪し、事案の事実、再発防止策について学校として説明をする。
- ・ 再発防止の取り組み
 - 教職員で事実関係と事の重大さを共有化し、教職員全体の問題として認識する。
 - 飲酒運転・酒気帯び運転の根絶に向けて、校内委員会で実効ある防止策を策定し、再発防止に万全を期す。

3 交通違反（速度超過等）への対応

車両を運転しての大幅な速度超過は安全運転を損ない交通事故を起こす危険性が非常に高くなる。大幅な速度超過は道路交通法違反に問われ、罰金・運転免許停止に処されるとともに、県教育委員会及び市教育委員会の指針により懲戒処分及び指導上の措置を受けることになる。

教育公務員として、児童生徒に遵法の範を示す立場にあることを自覚し、車両を運転する時は指定速度を遵守しなければならない。

- ・ 該当教職員から状況及び経緯を明らかにする。
 - 該当教職員から、警察官に検挙された状況等を正確詳細に聴取する。
 - ・ 複数で話を聞き、一人は記録をとる。検挙された際に渡された「告知票・免許証保管証」のコピーを本教職員より入手する。
 - ※ 大幅な速度超過（一般道路では30 km/h 以上、高速道路では40 km/h 以上速度超過）した場合は、校長に報告するよう年度当初に教職員に伝えておく。
- ・ 市教委、長野教事と連絡、「報告書」の提出
 - 電話で第一報を入れ、その後「学校事故速報カード」で、市教育委員会・長野教育事務所（担当主幹教育支援指導主事）に報告する。速報カードに「告知票・免許証保管証」（写し）を添付する。
- ・ 該当職員への指導
 - 教育公務員として、児童生徒に遵法の範を示す立場にある教育公務員としてあってはならない行為であり社会的責任は重いこと。今後、時間に余裕をもって運転し、同じことをおこさないよう注意する。
- ・ 市教育委員会、長野教育事務所に報告
 - 該当教職員の処分・指導上の措置にかかわる対応は、県教育委員会・市教育委員会の指示・指導を受けて行う。
 - 「学校事故報告書」を市教育委員会・長野教育事務所に提出する。報告書に「告知票・免許証保管証」（写し）・簡易裁判所の「略式命令」（写し）を添付する。
- ・ 再発防止の取り組み
 - 職員朝会・職員会等で、車両を運転する際の速度超過防止について、校長から指示し、再発防止に万全を期す。

4 個人情報に係わる事故への対応

- ・個人情報（書類・電子データ等）の紛失、盗難、漏洩
 - 該当教職員は、時をおかず個人情報の紛失・盗難・漏洩等の事実を校長に報告する。 ※盗難の場合は警察に届ける。
 - ※個人情報（テスト素点、成績票・通知票・指導要録・進路資料・家庭環境調査票・健康診断記録簿・連絡網等）
 - ※該当教職員から、連絡・相談を受けた教頭・教職員は、直ちに校長に報告するように言う。（個人情報保護は、個人の人格の尊重）

- ・該当教職員より状況把握
 - 該当教職員より、個人情報の種類と事故の状況を詳細に聴き取りまとめる。（複数で対応し、一人は正確に記録する）
 - 盗難の場合も、個人情報の漏洩・悪用等の万一を考えて、該当教職員に事の重大さを認識させる。

- ・市教委、長野教事へ第1報を入れる。
 - 状況把握後、電話で第1報を市教育委員会と長野教育事務所に入れた後、「事故速報カード」で報告する。
 - また、保護者・マスコミ等への対応について助言を受ける。

- ・校内対策委員会を設けて対応
 - 早急に、保護者・児童生徒に誠意をもって謝罪・説明をする。
 - ◇対応に当たっては、「迅速」であることが重要。謝罪に至る時間が短いほど保護者の満足度・信頼度は高まる。（初期対応が重要）
 - ※保護者への謝罪は、学校に集まってもらい行う。（学級担任の場合は家庭訪問の方法もある）
 - ※文書の謝罪で済ませようとしない。
- ・保護者・生徒への謝罪
 - 小学校高学年・中学校の児童生徒に謝罪・説明する。（小学校低学年等は親の判断に任せる）
 - 謝罪は「誠意」をもって、説明は隠すことなく正確に行う。
 - ・個人情報事故の再発防止策についても決意をもって説明する。
 - ・謝罪の場での学校の対応が、その後の社会的反響に大きく影響する。

- ・マスコミ対応
 - 窓口を一本化し、共同会見か個別会見で取材に応じる。
 - 該当教職員のプライバシーに配慮してもらうよう依頼する。
 - 会見内容をあらかじめ作成し、同じ内容で取材に応じる。

- ・市教委、長野教事に報告
 - 市教育委員会と長野教育事務所へ「事故報告書」を提出する
 - 該当教職員の処分等にかかわる対応がある場合は、県教育委員会・市教育委員会の指示・指導を受けて行う。

- ・教職員への説明
 - 教職員で事実関係と事の重大さを共有化し、教職員全体の問題として認識する。
- ・再発防止の取り組み
 - 個人情報事故等の根絶に向けて、個人情報の安全管理・個人情報の保護について校内委員会で実効あるものを策定し、再発防止に万全を期す。

5 セクシャル・ハラスメント等への対応

- ・生徒、保護者、教職員の訴えと相談を真摯に受け止める。
 - 訴え・相談を真摯に共感的に受け止める。
 - 訴え・相談の内容・主張を正確に記録し、必要な情報の収集に努める。(できるだけ複数で話を聞き、一人は記録をとる。)
 - ※訴えや相談は管理職だけでなく、全ての教職員が受け付ける場合があるので、初期対応のあり方について教職員の共通理解を図っておくことが必要である。訴え・相談を受けた教職員は校長に速やかに報告する。

- ・的確な情報把握
 - 該当教職員から事情を聴取し、保護者に対する第1次対応時に事情説明ができるように状況把握をする。
 - 保護者の意向を正確に把握する。
 - 被害教職員等の事情聴取は同性の教職員が同席し複数で行う。

- ・第1次対応
- ・市、県教育委員会へ第1報を入れる。
 - 管理職及び該当教職員は素早く家庭訪問し、誠意をもって謝罪する。
 - ◇対応に当たっては、「迅速」であることが重要。謝罪に至る時間が短いほど保護者の満足度は高まる。(初期対応が重要)
 - 加害教職員から被害教職員に謝罪する場をもつ。
 - 市教育委員会・長野教育事務所に「事故速報カード」で報告する。
 - 生徒・保護者・教職員等の心のケアに親身になって対応する。
 - スクールカウンセラーの手配、心療内科の受診の勧め

- ・事故の詳細を説明
- ・校内対策委員会を設けて対応
 - 当該の教職員からセクハラ等の状況、経緯を詳細に明らかにする。
 - 該当教職員に、事の重大さ、責任の重さを受け止めさせる指導をする。
 - 保護者・学級保護者会の担任交代等の要求については、保護者の動向を慎重に見極め、市教育委員会とも相談して方向を決め出す。
 - ◇可能な範囲の情報提供、校長・関係職員の家庭訪問等の誠実な対応が「誠意」として伝わる。

- ・第2次対応
- ・学級保護者会
 - 改めて、保護者に謝意を示すとともに、事実関係と再発防止策の説明をする。
 - 校長は該当教職員と連絡をとり、該当教職員が自らの判断で動くことがないよう指導しておく。
 - 該当教職員の職務(担任等)を、校内で替える場合は、保護者、該当教職員に説明し、理解と納得を得るようにする。
- ・市教委、長野教事と連絡、「報告書」提出
 - 該当教職員の処分にかかわる対応は、県教育委員会・市教育委員会の指示・指導を受けて行う。

- ・再発防止の取り組み
 - 教職員で事実関係・事の重大さを共有化し、教職員全体の問題として認識する。
 - セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の根絶に向けて、校内委員会で実効ある防止策を策定し、再発防止に万全を期す。

6 教職員の精神性疾患への対応

- ・状況把握及び問題の発見
○校長は、本人との面接により、心身の状態や学級の状況・保護者との関係等を詳細に把握する。また、本人の人権やプライバシーに配慮しながら、他の教職員から情報を収集する。
- ・医療機関への受診指示
○頭痛・不眠・下痢といった身体状況が続く場合は、校長は専門の医療機関での受診を指示する。受診の指示に従わない場合はねばり強く説得する。
○校長は、主治医や家族と情報交換を十分行い、連携を密にして今後の対応方針を決める。
 - ・本人の同意を得た上で主治医と連絡をとり、主治医に学校での様子を伝えるとともに、治療方針等を確認する。
 - ・回復には本人をストレスから解放してやり十分な休養を取らせることが重要である（数日休む、療養休暇）。学校や家庭の状況について家族と情報交換し、それぞれの支援を確認する。
- ・主治医や家族との連携
- ・教職員の理解と協力体制
○校長は、本人の人権やプライバシーに十分配慮しながら、教職員に状況を説明し、理解と協力を求めた上で支援体制づくりを行う。
 - ・本人に対する相談体制
 - ・学級経営や教科指導、係分担、部活動顧問等に関わる配慮と支援体制
- ・生徒、保護者への対応
○当該教職員は、他の教職員の協力を得ながら、学級機能や職務の回復を図る。
○校長は、保護者会等の適切な機会を設け、学級の状況や今後の対応方針（療養休暇・休職等）について十分説明した上で、保護者の協力を求める。
- ・教育委員会への報告
○校長は、本人の様子や療養休暇等の対応・保護者への対応等について、市教育委員会に適宜報告し、市教育委員会と十分相談しながら、支援体制や療休補充・校内人事等、学校の体制を整える。
- ・支援の継続教職
○本人が療養休暇等をとった場合は、校長は定期的に、電話・家庭訪問により本人の状況を把握し助言する。
○本人の状況が落ち着いてきたら、学校の状況等を伝え様子を見る。
○校長は復帰の時期については本人と相談するとともに、本人の同意を得て主治医に再発の危険性や復帰時期について確認する。
○校長は復帰後の支援体制を整える。再発予防の生活についても相談にのる。
○校長は復帰後も、ある程度の長期治療を継続するよう助言する。

7 保護者からの訴え等への対応

- ・保護者の訴えを真摯に受け止める。
 - 保護者の不安感・心配等を共感的に受け止める。
 - 訴えの内容・主張・要望等を正確に記録し、必要な情報の収集に努める。
(できるだけ複数で話を聞き、一人は記録をとる。)
 - ※保護者からの訴えは、教育の向上や問題の早期発見につながるとの認識をもつことが大切である。
 - ※訴えや・苦情は管理職だけでなく、全ての教職員が受け付ける場合があるので、初期対応のあり方について教職員の共通理解を図っておくことが必要である。

- ・訴え内容の検証
- ・対応方針等の決定
 - 保護者からの訴えについて、校長のリーダーシップの下、関係職員・生徒等から各種の情報を収集し、その内容を検証する。
 - 検証の結果を踏まえて、訴えの内容が「保護者の事実誤認」なのか、あるいは、「訴えへの早急な対応が必要」なのかを吟味する。
 - 校長のリーダーシップの下、対応の基本方針と担当者等を決め、組織的に対応する体制を整える。

- ・方針に基づき、適切に対応
 - 【検証の結果1】——訴えの内容が保護者の誤解や理解不足に基づく場合
客観的な資料に基づき、保護者に丁寧に説明し理解を得るよう努める。なお、訴えの内容が誤解等によるものであり、かつ学校に過失がない場合においても、児童生徒にかかわる問題にあつては、保護者と協力して誠実に問題の解決に当たる。
 - 【検証の結果2】——訴えの内容が妥当性・一般性に欠け、利己主義に基づく場合
実現が困難な訴えの内容については、その旨を伝えるとともに、状況や経緯等を丁寧に説明する。また、場合によっては保護者の不安を解消するために、「ゴール設定を見直し」(問題の根源を見極め、別の角度から現実的な解決方法を見いだす)、問題の解決に当たる。
 - 【検証の結果3】——訴えの内容が正当、かつ学校に過失があつた場合
当該保護者等に対して、校長・関係教職員が誠意をもって謝罪に徹するとともに、調査結果を含めた状況説明や具体的な改善策の提示を行い、学校全体として問題解決に当たっている姿勢をはっきり示す。

- ◇対応に当たっては、「迅速」であることが重要。決着までに要する時間が短いほど保護者の満足度は高まる。
◇可能な範囲の情報提供、校長・関係職員の家庭訪問等の積極的な対応が「誠意」として伝わる。

- ・改善策の実施
- ・対応力の向上
 - 保護者に改善策を提示した場合は、それを確実に実施する。
 - 事例を蓄積し、学校としての対応力を高める。

- ・改善策の実施
- ・対応力の向上

8 「不登校」に関する訴えへの対応

保護者の訴え＝A男は不登校が断続的に続いていた。A男の母親が学校の対応に不満をもち、教頭先生に「担任の先生は、連絡や家庭訪問をしてくれない。学校は不登校の子どものことを考えてくれないのか」と抗議した。その後、市教育委員会・こども支援課・教育事務所等に「学校は不登校の子どもに何もしてくれない」と訴えた。

- ・ 情報収集及び事実確認
 - 教育委員会等からの連絡を受けて、校長は関係の教師を招集し、これまでの支援の経過や本児童生徒の状況等の情報収集を行うとともに、保護者の訴えの内容が事実であるかどうかを確認する。
 - 校長は、収集した情報及び保護者の意向を踏まえ今後の対応について方針を決める。
 - 家庭訪問を基本としながら、保護者と話し合う場を設定する。

- ・ 児童生徒、保護者への支援
 - 家庭訪問は複数の教師で行う（担任と学年主任・不登校対応主任等）。
 - ・保護者の訴えには学校からの支援への期待があると理解し、保護者の気持ちをしっかりと受け止め、誠意ある対応をする。
 - ・生徒に会うことができた場合は、生徒の思いや願いをしっかりと受け止めながら聞く。
 - ・保護者（生徒）の気持ちや願いを踏まえた上で、今後、継続して支援していくことを伝える。

- ・ 本生徒への支援の方針の決定
 - 家庭訪問等で得た情報を踏まえ、今後の具体的な支援策を決定する。
 - ・必要により相談機関等の助言を参考にする。
 - ・市教育委員会に経過報告をする。

- ・ 支援の継続
- ・ 保護者との連絡
- ・ 教育委員会への経過報告
 - 児童生徒と関係のよい教師（担任、教科担任等）が家庭訪問をしたり、保護者との相談を教育相談係が担当するなど、役割を分担して取り組む。
 - 担任が抱え込まない支援体制をつくる。学年会・不登校対策委員会等で生徒・保護者の状況や支援内容について継続的に協議して支援していく。
 - 生徒の支援について、教師だけで対応することが困難と思われる場合は、スクールカウンセラー・学校訪問相談指導員・心の相談員・市教育相談センターの家庭訪問相談員等と連携を図り、助言を得たり共に家庭訪問したりすることなどにより支援を続ける。
 - 保護者に相談機関や不登校親の会・中間教室等を紹介する場合は、「学校から見放される」という不安や不信感を与えないように配慮する。
 - ・教師も相談機関や親の会等で共に学ぶ姿勢を伝え、場合によっては教師も共に行くなどの提案をすることも考えられる。

9 報道機関への対応

1 対応の基本姿勢

情報の公開

- ・ 個人情報や人権に最大限に配慮しながら、事故・事件についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではかなどの誤解が生じないようにする。

誠意ある対応

- ・ 報道を通じて、事故・事件の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明できるために、学校と報道機関が協力的なものになるよう、誠意をもって対応する。

公平な対応

- ・ 報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

2 対応のポイント

窓口の一本化

- ・ 取材要請があった場合、対応は校長が窓口となる。

報道機関への依頼

- ・ 多くの取材が予想される場合、児童生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に対しての依頼を文書等により行う。【依頼内容（例）】 校内の立ち入りに関して、取材場所・取材時間に関して、児童生徒や教職員への取材に関して等。

社名・記者名・連絡先等の確認

- ・ 取材要請があった場合、後に連絡が必要となることがあるので、必ず社名・記者名・連絡先等を確認しておく。

取材意図の確認及び準備

- ・ あらかじめ取材意図を確認し、予想質問に対する回答を作成することにより、的確な回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているか等の点に留意する。

明確な回答

- ・ 不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるようなあいまいな返答はしない。

教育委員会との連携

- ・ 記者会見を開く際の留意事項等について助言を得るなど、教育委員会に支援を要請する。

記者会見の設定

- ・ 取材要請が多い場合は、教育委員会と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。その際、会見場所・時間等については、学校運営が混乱しないよう考慮した上で決定する。取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考えられる。

平成25年度

危機管理マニュアル

(自然災害・危害獣等に係わる事故の対応マニュアル)

長野市立七二会中学校

1 地震災害

【緊急対応項目】	○【生徒の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
第一次避難	○ 教師の指示で避難する。 ・机の下に潜り机の脚をもつ、窓から離れかがむ（廊下）、中央により頭を守る（校庭）	◇第一次避難場所と方法の指示をする。 ・配慮を要する児童生徒への対応。 ・児童生徒を落ち着かせる。 ◇火気を消火、ガス栓閉める。 ◇避難方法を指示する。	● 緊急放送で、教室・廊下・校庭にいる生徒に避難と避難方法の指示をする。
安全確保	○教師の指示で待機する。	◇人員確認、負傷者の確認、応急措置をする。管理職に報告する。 ◇授業担任以外は、廊下・体育館・校庭の児童生徒の安全を確認する。	● 全校児童生徒の安全を把握する。
第二次避難	○教師の指示で避難する。（手拭い・押さない・無言で）	◇第二次避難場所（校庭）と方法の指示をする。 ◇授業担任以外は避難経路の安全を確認する。 ◇人員の確認、負傷者の確認と応急措置。管理職に報告する。 ◇生徒の不安な気持ちへの対応。	● 第二次避難の決定と、緊急放送で避難場所と方法の指示。 ● 対策本部設置する。 ● 全校児童生徒の安全を把握する。
安全確保	○教師の指示で、校庭に整列して待機する。 ○気分の悪い者・けがをした者は申し出る。	◇校舎内の見回り、居残り児童生徒がいらないか確認。 ◇不明者の捜索を迅速にする。 ◇負傷者の応急措置、救急車に同乗。保護者に搬送先病院名を連絡する。	● 教職員の分担業務の指示をする。（ハンドマイクで） ● 救急車の手配をする。
被害状況把握		◇校舎、施設の被害状況の把握、ガスの元栓閉め確認、危険箇所の立ち寄り禁止措置をする。	● 被害状況を把握し、市教委に報告する。
情報収集	● 同報無線放送・有線放送・テレビ・ラジオ・インターネットで地震情報を入手する。（地震の規模、余震の可能性と規模、地域の被害状況）		
第三次避難	○教師の指示で第三次避難場所に避難する。	◇第三次避難場所（校地外）と方法を指示し避難誘導をする。 ◇人員確認、安全の確保をする。	● 第三次避難を決定し、避難を指示する。市教委に報告。
保護者対応	○保護者と帰宅する。	◇保護者に児童生徒を引き渡し記録。 ◇保護者からの照会に対応する。	● 引き渡しと方法の指示をする。
支援活動		◇地域防災拠点の運営支援をする。 ・避難所準備、本部支援をする。	● 市教委と連絡をとり、支援を教職員に指示する。

【留意点】

- ① 負傷者の救急措置、不明者の捜索を最優先に対応する。
- ② 生徒の人員確認を迅速に行う。校内に残された児童生徒がいらないか見回る。
- ③ 保護者を確認して児童生徒を引き渡し、記録をとる。

2 強風・豪雨災害

【緊急対応項目】	○【生徒の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
警報発令	○教師の指示があるまで、落ち着いて授業を受ける。	◇指示があるまで通常の授業を続ける。 ◇児童生徒を落ち着かせ、管理職の指示を待つ。 ◇災害の状況をPTA役員・保護者に確認する。	●災害対策本部設置 ・気象情報の入手 ・生徒の下校検討 ・通学路の安全確認 ●災害の状況を、支所・消防団・警察等に確認する。
対応の決定 ①学校待機	○教師より状況・今後の予定の説明を聞く。	①学校で待機する場合 ◇安全な場所で待機する。(教室・体館)	●児童生徒の対応を決定し市教委に報告する。
②下校	○教師の指導で安全に気を付けて下校する。	②下校させる場合 ◇通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え。 ◇下校児童生徒の記録をとる。	●保護者に連絡する。(連絡網・有線放送・同報無線放送等で)
③避難所避難	○教師の指示で避難所に避難する。	③避難所に避難させる場合(下校不可能な場合) ◇教職員が引率し避難する。 ◇帰宅可能になった児童生徒から保護者に「引き渡す。記録する。」	●安全な方法で下校させるよう指示する。 ●避難所に避難させる指示をする。 ●市教委へ最終報告をする。
避難所支援		◇学校が避難所になった場合は、避難所の準備をする。 ◇地域防災拠点の運営を支援する。	●市災害対策本部・市教委と連絡をとり避難所の避難を教職員に指示する。

【留意点】

- ① 通学路地図を活用して児童生徒の通学路の状況・安全を確認し、災害対応を決定する。
- ② 災害発生時の児童生徒の引き渡し方法について、年度初めに保護者に説明しておく。

3 「熊」対応マニュアル

◎引率教員・担当教員は、生徒の安全確保を最優先に、生徒の精神的な動揺を静めながら、校長・関係機関と連携して対応する。

【危機発生時のケース別対応】

○ケース1【熊の足跡やフンを発見した場合】

- ・熊に出遭わないように、鈴・笛等、音の出る物を身につけ、熊に自分の存在を知らせる。(熊は聴覚がすぐれている)
- ・熊の足跡やフンを発見した場合は、すぐに引き返す。

○ケース2【遠くに熊を発見した場合】

- ・遠くに熊を発見した場合は、あわてず、そっと立ち去る。
- ・大声で叫んだり、石などを投げて熊を興奮させないようにする。

○ケース3【熊に出遭った場合】

- ・子熊を見かけた場合は親熊が近くにいるので、そっと立ち去る。
- ・熊から目を離さないようにして、できるだけゆっくり後ずさりしながら熊から離れる。(熊との間に立木等の障害物を入れることのできる位置まで移動することで突進を防ぐ)
- ・走って逃げない。背中を見せて逃げると熊は本能的に襲ってくるので危険である。

- ・熊出没等の状況把握
- ・校長へ報告し指示を受ける。

応援の要請

- ・避難、下山
- ・負傷者児童生徒の応

急措置

- ・救急車要請
- ・警察への連絡
- ・防衛体制
- ・避難誘導
- ・保護者に連絡
- ・心のケア

○ケース4【熊に襲われた場合】

- ・襲われて負傷した場合は、現場で可能な限り応急措置を施す。
- ・負傷者が下山できる場合は下山する。負傷者が下山できず、携帯電話が使用できない場合は、教職員が連携して負傷者を保護する者と生徒とともに下山し救助を求める者とに分かれ対応する。
- ・携帯電話が使用できる場合は、携帯電話により救助を要請するとともに(119番)、学校に連絡し応援等を求める。学校から保護者に連絡をする。

○ケース5【学校周辺等に熊が出没した場合】

- ・発見した教職員は、他の教職員の応援を求めながら、校舎内の危険のない場所に生徒を誘導する。
- ・近くにいる教職員の協力を得て、校長に熊の出没・接近を報告する。報告にあたっては、大声を出しながら途中の教室に知らせ、特に1階の教室・昇降口・玄関の出入り口や窓の施錠、2階等の安全な場所へ生徒を避難誘導させるなど、教職員の協力を得て速やかに行う。
- ・教職員自ら校長に情報伝達する場合は、教職員が連携して生徒だけとなる状況をつくらない。
- ・生徒と教職員の身を守るために、護身棒・ほうき・モップ等、身近にある物を活用して、防御体制を確保する。
- ・万一の場合に備えて、養護教諭を中心として応急手当の準備体制を整える。
- ・危険の回避後は、他の教職員と連携して児童生徒の精神的な動揺を静めるよう努める。

- ・警察(110番)
- ・消防(119番)
- ・教育委員会
- ・保護者

【関係機関との連携】

- 警察～警察に110番通報を行い、速やかに出動を要請する。
- 消防～救急車には隊員の指示に従って教職員が同乗し状況説明を行う。
- 市教育委員会～熊発見の状況について対応相談・報告

- ・支所 「事故速報カード」(時間、場所、事故等の概要、対応)
- ・地域関係団体 ○保護者～状況に応じて保護者と連絡をとり、登下校の引率等の協力を得る。児童生徒が被害に遭った場合には直ちに保護者に情報を伝える。
- ・近隣校 ○支所・地域関係団体～熊の出没について報告し、児童生徒の登下校の安全について協力を得るよう努める。
○近隣校～近隣校に熊情報を伝え、注意を喚起する

- ・情報収集 ○状況・事件の経緯や状況について情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。
- ・報道機関への対応 ○報道機関へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

- 【危機終息後の対応】
- 負傷した児童生徒及び、周囲の生徒でショックを受けている場合は、スクールカウンセラーや精神科医等の専門家専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- 熊被害の「事故報告書」を市教育委員会・教育事務所に提出する。
- 教職員や児童生徒に対する熊被害事故防止や熊に係わる危機発生時の対応の見直しを行い、熊被害事故再発防止に取り組む。
- ・熊被害の予防再発防止対策
 - ・野外教育活動を実施する場合は、あらかじめ入山地域の熊出没情報・支所・地元住民等から収集し、危険な場所に近づかないようにする。
 - ・朝夕、黎明薄暮時は、熊の行動が活発な時間帯であるので入山しない。
 - ・学区に熊が出没する地域では、生徒の登下校の安全確保のため、生徒に笛・鈴など音のでる物をもっているか確認し、紛失した生徒には補充させる。
 - ・万一、熊による事故が発生した場合に備え、連絡体制・役割分担を定め、全教職員が理解しておくとともに、緊急対応が確実にできるように野外活動の実施前に確認をする。